北九州港響灘東地区響灘南緑地魅力向上事業　基本協定書（案）

北九州港響灘東地区響灘南緑地魅力向上事業（以下、「本事業」という。）に関して、北九州市（以下、「甲」という。）と、株式会社●●●●●●（以下、「乙」という。）は、以下のとおり基本協定（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本基本協定は、乙が本事業の事業予定者として決定されたことを確認するとともに、必要な基本的事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲及び乙は、信義を重んじ、本事業の実施に関してそれぞれ誠実に対応しなければならない。

（事業の実施）

第３条　乙は、別添－１の事業提案書の内容を遵守し、本事業を誠実に実施する。

２　乙は、本事業の実施にあたり、本事業の事業者検討会における意見等に配慮する。

３　乙は本事業の実施に際して疑義を生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処する。

４　甲は、本事業の実施状況又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

（事業用定期借地権設定契約の締結）

第４条　甲及び乙は、事業用定期借地権設定契約（以下、「本契約」という。）の締結に向け、それぞれ誠実に対応するものとし、本契約の締結後においても、本事業の遂行のため必要な協力を行う。

２　甲及び乙は、借地借家法（平成３年法律第90号）第23条第２項に規定する借地権を設定する本契約を令和●●年●●月●●日までに、公正証書により締結するものとする。

（本契約不調の場合）

第５条　甲及び乙との間では、本契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

２　前項の定めにかかわらず、乙が自らの責めに帰すべき事由により故意に本契約を締結しない場合には、甲は、本事業の募集手続において提出した賃借希望価格見積書の賃借料（12か月分に相当する金額）金●●●●●円を違約金として乙に請求できるものとし、乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

（基本協定の有効期間）

第６条　本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から第４条に規定する本契約を締結する日までとする。

（準備行為）

第７条　乙は、第４条第１項に規定する本契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力する。

（地元等への配慮）

第８条　乙は、本事業の実施に際し、近隣企業及び地元まちづくり団体等（以下、「地元関係者」という。）への積極的な情報提供に努め、地元関係者の意見には誠意を持って対応し、地元関係者と協議、調整を行う。

（その他）

第９条　本基本協定に関し疑義のあるとき、又は本基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本基本協定の締結を証するため、この基本協定書２通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市

代表者　北九州市長　武内　和久

乙　住所

事業者名

代表者名　○○　○○